

様式第2号

宮崎市し尿処理施設等使用許可証

宮環施 指令 第10号2

令和 8年 2月27日

株式会社 宮崎環境開発センター

代表取締役 石川 武則 様

宮崎市長 清山 知憲



令和 8年 2月19日付けで申請のあった処理施設等の使用については、次のとおり許可します。

処 理 施 設 等	☒ 宮崎市衛生処理センター ☐ 宮崎市佐土原クリーンパーク
使 用 目 的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定による許可に基づく、し尿浄化槽から生じる汚泥等の処分
使 用 期 間	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
1 日 の 計 画 投 入 量	30キロリットル
投 入 方 法	バキュームローリー車による投入
備 考	宮崎市し尿処理施設等条例施行規則第5条に基づき、納入通知書発行の日から14日以内に指定銀行へ納付
許 可 条 件	(1) 投入する汚泥には土砂・金属その他未消化物が多量に混入していないものであること。 (2) 投入する汚泥には油脂・廃油が混入していないこと。 (3) 投入は定期的に投入できるように計画を立てること。 (4) 投入時間は時間的に片寄ることなく平均して投入するように調整を行うこと。 (5) 投入には登録された車両を使用すること。 (6) 上記の条件及びその他、市長が管理運営上支障があると認めたときは投入を禁止することができる。